

# 日米比較からみた日本型公教育における EdTechのELSI論点

**藤村祐子**

滋賀大学大学院教育学研究科 准教授

# 米国におけるELSI顕在化の事例

## 学習データ利活用をめぐるELSI問題

### 学力テスト結果の教員評価制度への活用

子どもの学力テスト結果を教員評価へ活用する仕組みの導入が論争をよんでいる

- 1 学力テストと結びつけられた教員評価で“less effective than average”とされた先生が自殺するという事件  
(*Teacher's death exposes tensions in Los Angeles*, the N.Y.Times, 2010.11.9)
- 2 学力テストと結びつけられた教員評価で“ineffective”とされたベテラン教員が、教員評価の妥当性をめぐり起こした裁判  
(*“Arbitrary and Capricious:” Sheri Lederman Wins Lawsuit in NY's State Supreme Court*, 2016.5.10)
- 3 教えていない科目や担当していない生徒の学力テスト結果に基づく教員評価制度の妥当性をめぐる裁判  
(*Teacher Evaluation Heads to the Courts*, Education Week)



学習データがデータの妥当性や正当性が検討されないまま、多様な場面で活用されることにより顕在化するELSI

# 米国におけるELSI顕在化の事例

## 学力テストの結果がアメリカ軍に提供されていた事例

学力テスト結果が同意なしにアメリカ軍のリクルーターに提供されていた事例

(*High School Students' Test Results Are Being Sent to Military Recruiters Without Consent*, 2016.8.10)

## 学業成績が警察へ渡されていた事例

警察署は、機密性の高い学校のデータを使用して、犯罪行為に関与するリスクがあると見なす生徒の秘密のリストを保持していることが問題となった事例

(*Using Student Data to Identify Future Criminals: A Privacy Debacle*, Education week, Dec 9, 2020).

➡ **保護者や児童生徒の同意なしで、学習データや教育データが利活用され、ELSIが顕在化しているケース**

## 企業による教員養成プログラムの提供

教員養成における学生のパフォーマンス評価 (edTPA) の開発・運用に、テスト企業Pearson社が関与し、論争を呼んでいる。edTPAは、ウェブ上での電子ポートフォリオを利用した能力評価の仕組み。

# 米国におけるELSI顕在化の事例

## 顔認識・音声認識EdTechをめぐるELSI問題

### 感情や思想のモニター化する動きに対する問題提起

子どもの感情やマインドセットを、測定、監視、修正するために、オンライン調査やビッグデータ、ウェアラブル端末などのテクノロジーが利用されているという記事

(*Ed-Tech Companies Tracking Students' Emotions, Mindsets*, Education Week, 2018.6.20.)



**子どもの感情や思想をモニター化し、それを教育活用し、特定の理想化モデルに誘導することもできる危険性**

# 米国におけるELSI顕在化の事例

## 学力テストから離脱する（オプトアウト）権利

・学力テストのハイスタークスの活用に反対する保護者・生徒によるオプトアウト運動が全米で広がっている。  
(*Bush, Obama focus on standardized testing leads to 'opt-out' parent movement*, the Washington Post, 2013. 4.14)

・生徒の個人情報に関わるデータの提供から、オプトアウトする権利が規定されながらも、保護者や生徒に十分に通知されていないことが指摘されている。  
(*Without Consent: An analysis of student directory information practices in U.S. schools, and impacts on privacy*, world Privacy Forum)

➡ **子どもたちのテスト疲れと、テスト偏重が引き起こすカリキュラムの矮小化や学校現場に起こる変化に対する抗議の運動**

# 日本型公教育としてとりあげられる教育制度・仕組み

そもそも  
・規範  
(ほぼ不変)  
(E+L+S)

ルール  
(比較的  
可変)  
(L+S)

文化  
(慣例的)  
(S)

No	「日本型公教育」としてとりあげられる教育制度・仕組み	法規範	具体的な憲法・法律・省令等
1	教育を受ける権利	原理	憲法26条1項「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」
2	公教育の無償性	原理	憲法26条1項「教育を受ける権利」 2項「義務教育は無償とする」
3	不当な支配の禁止	原理	教育基本法16条「教育は不当な支配に服することなく」
4	私的教育事業に対する公金支出の禁止	原理	憲法89条「公の財産の支出又は利用の制限」
5	個人的人格の尊重、プライバシー権の保障	原理	憲法13条「人格権」「プライバシー権」
6	教育における差別取扱いの禁止	原理	憲法14条「法の下での平等」「差別の禁止」
7	人間教育、人格発達の保障	原理	教育基本法1条「人格の完成」
8	就学義務制度	準則	学校教育法1条「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」
9	学校の設置者の限定	準則	学校教育法2条「学校は、国…、地方公共団体…及び私立学校法…第三条に規定する学校法人…のみが、これを設置することができる。」
10	義務教育の年齢主義 (⇔課程主義)	準則	学校教育法17条「保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校」「満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校」
11	義務教育の履修主義 (⇔修得主義)	準則	学校教育法施行規則57条「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。」
12	免許状相当主義	準則	教育職員免許法3条「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」
13	勤務条件法定主義・公務員の身分保障	準則	地方公務員法の各条項
14	学校における子どもの個人情報保護	準則	個人情報保護法
15	民間事業者教材の大量購入	—	法律上の根拠が必ずしも明確でない日本型公教育の特徴
16	学習指導要領の法規性	—	法律上の根拠が必ずしも明確でない日本型公教育の特徴
17	教科書検定制度の厳格性	—	法律上の根拠が必ずしも明確でない日本型公教育の特徴
18	教師と児童・生徒の力関係が非対等	—	文化的背景
19	公平 (Equity) よりも平等 (Equality) 主義	—	文化的背景
20	主要5教科重視・受験科目重視	—	文化的背景
21	生活指導の重視	—	文化的背景
22	学歴社会	—	文化的背景

# EdTech

エドテック

倫理的

法的

社会的

課題

# ELSI

論点

# 101

ワン・オー・ワン



# 日本型公教育におけるELSI問題

## EdTechの「活用時」と「導入後」

- ・ 民間企業の関与により、人格発達よりも「企業の求める人材育成」の観点に偏重しないか？ (E,L,S)
- ・ 民間企業の関与により、公教育を装って、私企業のメッセージが児童に浸透させられる危険性はないか？ (E,L,S)
- ・ 修得主義への転換をはかる場合、現在の中学校の学習定着率を踏まえれば相当数の卒業不適格者が出てくることにならないか？ (L,S)
- ・ 修得主義への転換をはかる場合、修得の証明が必要とならないか？ (L,S)
- ・ 映像授業者や問題作成者の簡易型教員免許制度が必要か？ (L,S)
- ・ 児童・生徒の学力によって、学校をランク付けたり、教員の評価に直結させたりする場合、そのルールづくりが必要ではないか？ (L,S)
- ・ 教員評価の対象が、測定できるものに矮小化されないか？ (L,S)

## EdTechの「活用時」と「以前」

- ・ 児童・生徒の学力成績と教員の待遇とを連動させるか？ (L,S)

ご視聴ありがとうございました。